

令和6年度茨城地方最低賃金審議会
第一回本審議会議事録

令和6年7月3日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和6年7月3日(水) 午後3時55分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則
黒澤 一仁
小坂 祐之
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光
澤畑 英史
水出 浩司
柳瀬 香織

茨城労働局 局長 澤口 浩司
労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 川野 義光
室長補佐 鈴木 洋昭
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開について
及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会運営規程について
- (3) 茨城県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (4) 茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置について
- (5) 今後の日程調整について
- (6) その他

補 佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。少し早いですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。ただ今から、第63期第一回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により、公益代表委員の菅野委員、労働者代表委員の星野委員、使用者代表委員の舟木委員が欠席となっておりますが、12名の委員の出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員総数の3分の2以上必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

本日は、令和6年度最初の審議会の開催ですので、審議に入る前に、茨城労働局長澤口からご挨拶申し上げますので、よろしく申し上げます。

局 長

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、本年度第一回目の地方最低賃金審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には、労働行政の推進につきまして、大変なご協力、ご支援を賜っているところでありまして、改めて御礼を申し上げます。

経済状況もいろいろ動いておりますけれども、物価高であるとか円安、直近で161円まで進んでいます。また、実質賃金は、依然マイナスが続いているということで報道等でも取り上げられているところです。こうした中で、労使の皆様には春闘でも大変ご尽力されているということで、頭が下がる思いでございます。

また、雇用情勢については、直近の5月の有効求人倍率は1.36倍となっており、ずっと1.3から1.4倍以内が続いております。人手不足の状況が続いているということで、現場では、人材確保が課題になっているという声が聞かれるところでございます。

そういう状況の中で、今年度最低賃金についてご議論をお

願いするわけでありますが、昨年度におきましては、過去最高額42円の引上げという答申をいただき、皆様のご尽力に感謝を申し上げたいと思います。

本年度の最低賃金の審議につきましては、本日から開始ということになりますが、先般閣議決定された骨太の方針2024において、2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、という記述もされています。こういったことを踏まえて、6月25日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会へ令和6年度地域別最低賃金額改正の目安の調査審議について、諮問が行われ議論が始まったというところでございます。

このようなことから、当局におきましても、本日から議論のスタートということで、中央の方の議論を見ながらということになりますけれども、委員の皆様には、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

今年度もこの暑い時期からのご議論でご苦勞をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

補 佐

続きますして、昨年度からになります、改めて委員の方を紹介させていただきます。資料No.1の委員名簿をご覧になっていただきまして、公益代表委員の方から名簿順に紹介させていただきます。井出委員です。菅野委員は本日欠席となっております。続きますして、清山委員です。野村委員です。松本委員です。労働者代表委員の方を紹介いたします。大森委員です。黒澤委員です。小坂委員です。星野委員は本日欠席となっております。続きますして、宮下委員です。使用者代表委員の方を紹介させていただきます。遠藤委員です。澤畑委員です。舟木委員は、本日欠席となっております。続きますして、水出委員です。柳瀬委員です。続きますして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。労働基準部長の江口で

す。賃金室長の川野です。賃金係の佐藤です。私は、賃金室長補佐の鈴木です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、茨城地方最低賃金審議会委員の皆様は、令和5年4月から令和7年3月までの2年間となっております、会長及び会長代理につきましては、昨年度、会長は清山委員、会長代理は井出委員が選出されております。従いまして、この後の議事進行につきましては、清山会長にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長

どうぞよろしく願いいたします。今年も酷暑の中ですが、しっかり調査審議の上、答申したいと思っています。

早速ですけれども、事務局から議題（1）の茨城地方最低賃金審議会の公開又は非公開及び茨城地方最低賃金審議会の傍聴に関する手続について説明をお願いいたします。

室 長

それでは、私の方から説明させていただきます。本来であれば、ただ今からご説明いたします、議題（1）の審議会の公開又は非公開、傍聴に関する手続きの説明の前に、審議会の運営規程（案）について、先に説明し、審議をいただくところですが、昨年と同様に、本日の第一回審議会は、公開となっている点を踏まえまして、傍聴人の入場の前に、審議会の公開・非公開、傍聴に関する手続きについてご審議をいただきたく、運営規程（案）の前の議題とさせていただいたことをご了承ください。

それでは、審議会の公開又は非公開の決定に関する手続き（案）、傍聴に関する事務処理手続きについて、資料No.3、5ページから6ページ、それから、資料No.4、7ページになります。内容については昨年度と変更はありません。

運営規程（案）については、このあと議題（2）において審議をいただくこととなりますが、審議会、議事録の公開・

非公開につきましては、会議の透明性を確保する観点から、ここ数年、会長、労使代表と協議をさせていただいております。本日、参考のため配付させていただいた資料ですが、一番後ろにあります参考資料⑩茨城地方最低賃金審議会の公開・非公開状況は、3月の第九回審議会で配付させていただいたもので、赤字が非公開になります。3月14日の第九回本審において、令和5年度と同様の扱いということで、本審については、第五回と第六回参考人意見陳述等は、自社の経営状況等に触れる部分もオープンになってしまうということから非公開。専門部会の金額審議については、率直な意見交換が損なわれるなどから非公開ということで、第1回専門部会の部会長、代理の選出、専門部会運営規程(案)、労使の金額提示の基本的な考え方までは公開とし、金額審議は非公開ということで、令和6年度は実施するということでお決めいただきました。なお、非公開の理由は、運営規程上にあります、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は非公開とすることができる、ということになります。

再度、確認の程よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局の方から説明がありました審議会等の公開・非公開について確認します。本審については、第五回と第六回の参考人意見聴取に関しては、参考人の方に業界や会社の経営状況等を説明していただくことから、参考人としてのご発言が会社の方に影響が及ぼすということもあり得るため、率直な意見交換が損なわれないよう、そこは非公開にするということになっています。専門部会の金額審議も、率直な意見交換の保障のために非公開。第1回専門部会の部会長、代理の選出、専門部会

運営規程(案)、労使の金額提示の基本的な考え方までは公開とし、金額審議は非公開にするということで決めておりました。労使双方とも、そのような取扱いでよろしいでしょうか。何か特段のご意見がありましたらお願いします。

委員 (異議なしの声)

会長 運営規程の審議はこの後になりますが、第6条で、審議会は、原則、公開となっています。しかし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、非公開としています。公開・非公開、傍聴に関する手続きについては、今年度も令和5年度同様の取扱いとしたいと思います。

それではここで、傍聴人の方に入室していただきます。

(傍聴人入室)

会長 それでは、議題(2)の運営規程について、事務局に説明をお願いし、提案に代えお諮りいたします。

室長 運営規程(案)について、説明いたします。運営規程(案)につきましても、昨年度と同じで変更箇所はありません。時間の関係から、要点のみ説明させていただきます。資料No.2、2ページから4ページをご覧ください。お示ししている運営規程(案)は、文字どおり審議会の議事運営に関して定めたものです。第1条は、この規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの、という規程の目的です。第2条は、会議の招集等についての規程です。第3条は、小委員会等の設定に

ついでに、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますのでよろしく
お願いいたします。以上です。

会 長

ありがとうございます。議事録の確認に関して、会長及び会長が指名した委員2人がその内容を確認すること、としています。労使双方の委員から1名ずつということで、労働者側委員から大森委員、使用者側委員から澤畑委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

会 長

ありがとうございます。それでは原案どおり決定します。
次に、最後の附則の施行期日ですが、本日からの施行ですので令和6年7月3日と入れていただきまして、(案)を削除してください。

委 員

(了承の声)

会 長

それから、運営規程第4条に、最低賃金審議会に出席できないときは会長に通知しなければならないと書いてありますが、先ほど川野室長から説明がありましたとおり、従来から事務局に連絡をしていただいておりますので、そのようお願いいたします。

続きまして、議題（3）の茨城県最低賃金の改正決定についての局長から諮問がございます。

（局長から会長あて諮問文の手交）

会 長

事務局より諮問文の朗読をお願いします。

賃金係

（諮問文の朗読）

会 長

それでは、ただ今局長より諮問をいただきましたので、委員の皆様、審議の程よろしくをお願いします。諮問に関する説明が事務局からございます。

室 長

私の方から説明いたします。まず始めに、中央最低賃金審議会についてですが、6月25日に第一回本審が開催され、厚生労働大臣から、令和6年度の地域別最低賃金額改正の目安について、調査審議を求める旨の諮問がなされました。また、6月25日の本審での諮問に引き続き、第1回目安小委員会が開催されております。その後、7月10日、18日、23日と小委員会を重ねまして、7月22日の週の後半に開催予定の本審において目安額の答申がなされる予定となっております。中賃に諮問された諮問文は、本年6月21日に閣議決定された骨太の方針2024等に配意した調査審議を求めています。

ここで、資料No.24の後に、参考資料①として、骨太の方針と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の最賃に関する部分のみ抜粋をお配りしておりますので、ご覧ください

い。(1)の賃上げの促進の4行目からの黄色のマーカーの部分になりますが、読み上げます。最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成ができるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業継承やM&Aによる環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地方間格差の是正を図る、と記載があります。

本日の諮問については、原材料価格の上昇、物価高騰、円安など経済への影響などがありますが、政府方針、労働者の賃金、物価水準等の動向に対し、その実効性を確保する観点から、県内外の経済情勢や各種指標、春闘の状況等も踏まえ、また、中賃において、目安額の諮問が行われたことを考慮しまして、本年の茨城県最低賃金額の改正の調査審議が必要との判断に至り、局長からの諮問とさせていただきます。何卒ご理解の上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、何かご質問等はございますか。

全委員 (質問等なし)

会 長 よろしいでしょうか。それでは続きまして、資料の説明を事務局にお願いしたいと思います。

賃金係 それでは私から、資料No.5からNo.19までの説明をさせていただきます。はじめに、11ページの資料No.5をご覧ください。これは、内閣府が発表している月例経済報告、令和6年6月発表分です。総論として、景気は、このところ足踏みも

みられるが、緩やかに回復している、とされています。

続く12ページをご覧くださいと、先月5月からの主要変更点が記載されております。公共投資については、底堅く推移している、生産については、このところ持ち直しの動きがみられる、と前月から変更となっておりますが、そのほかは前月と同様の判断となっております。個人消費や輸出は、足踏みが見られる、との判断が継続しており、企業収益や雇用情勢は改善傾向にあります。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているとの見通しがなされています。

次に21ページ、資料No. 6をご覧ください。こちらは、令和6年6月27日付け内閣府政策統括官による地域課題分析レポートの概要です。令和6年6月発表分になります。こちらは昨年度まで公表されていた地域経済動向と地域経済を今年度より統合して作成されたレポートとなっております。

続きまして、33ページ、資料No. 7をご覧ください。これは、日本銀行水戸事務所が令和6年6月7日に発表した茨城県金融経済概況です。この要旨として、県内景気は一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している、とされています。項目ごとにみると、住宅投資や生産活動が弱めの動きとなっており、個人消費は増加、雇用・所得環境は改善の動きがあるようです。

続きまして、45ページ、資料No. 8をご覧ください。これは、令和6年4月1日付け日本銀行水戸事務所が発表した2024年3月企業短期経済観測調査結果（茨城県）、いわゆる短観と呼ばれる資料です。この総論として、「業況判断D Iは、非製造業が横ばいとなった一方、製造業が改善したことから、全産業では良い超幅が拡大した」とされています。先

行きの予測では、製造業、非製造業ともに悪化し、全産業では良い超幅が縮小すると見込まれています。

続きまして49ページ、資料No.9をご覧ください。これは、令和6年4月22日に水戸財務事務所が発表した茨城県の経済情勢報告です。この中の総括判断として、前回令和6年1月に対し、持ち直しのテンポが緩やかになっている、とされています。

次の59ページ、資料No.10の全国中小企業動向調査結果、84ページ、資料No.11の中小企業景況調査2023年5月要約版、88ページ、資料No.12の中小企業動向トピックスについてですが、これらはそれぞれ日本政策金融公庫から公表されている資料です。中小企業の状況がわかるような参考資料として、全国版ではありますが参考にご用意いたしました。この中で、景況等につきましては59ページの全国中小企業動向調査結果によると、小企業の景況は、持ち直しの動きに足踏みがみられる、中小企業の景況は持ち直しの動きがみられる、とされています。

続きまして92ページの資料No.13、茨城県各種指標と93ページの資料No.14、全国各種指標は、当貸金室で各関係機関が発表している各種データを一覧表に取りまとめたものです。まず、92ページの茨城県各種指標の数値をご覧ください。左から2列目の鉱工業生産につきましては、前期比はやや下降しています。その右隣の倒産件数については、去年は増加の傾向がみられましたが、本年もやや同じような傾向となっています。さらに2列右隣の消費者物価については、前年比は上昇しています。また、毎月勤労統計調査における現金給与総額、きまって支給する給与額については、2020年を基準にみると、昨年と同じような傾向がみられています。

続いて、93ページの全国各種指標のうち、一番左列の国内総生産の推移をみていただきますと、直近の数値では前年比を上回っています。

続きまして、94ページ資料No.15は、日本経済団体連合会が発表している2024春季労使交渉・業種別回答状況です。アップ率の総平均は大手企業で5.58%、次の95ページ記載の中小企業で3.92%となっております。

続きまして、96ページの資料No.16は、日本労働組合総連合会が令和6年6月5日に発表した2024春季生活闘争第6回回答集計結果になります。98ページの回答集計の平均賃金方式をご覧ください。こちらを見ますと、回答賃上げ額計が昨年は10,807円、率が3.66%であるのに対し、本年は15,236円、5.08%となっております。また、300人未満の中小企業では昨年は8,328円、3.36%であるのに対し、本年は11,361円、4.45%と、昨年より大幅に上回っています。次のページの非正規労働者の賃上げ額につきましても、昨年は時給が39.53円、月給が6,703円に対し本年は時給が53.86円、月給が9,118円となっております。

続きまして、100ページ、資料No.17は2024年6月5日に日本商工会議所・東京商工会議所が公表した、中小企業の賃金改定に関する調査です。こちらは中小企業における賃上げの状況について調査した結果となっております。参考までにご覧ください。

次の117ページ、資料No.18をご覧ください。こちらは、茨城労働局で発表している県内の雇用情勢の概況です。5月分では、有効求人倍率は全国では12番目となる1.36倍で、4月より0.02ポイント下回っています。基調判断としては、県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある、とされています。

最後に、132ページの資料No.19をご覧ください。こちらは、昨年の地域別最低賃金の改定状況を一覧表にまとめたものです。昨年の結果ということでお知らせします。以上で、私からの説明は終了とさせていただきます。

室 長

続けて、私の方から賃上げに伴う支援事業について説明させていただきます。

まず、参考資料③令和6年度業務改善助成金のご案内をご覧ください。業務改善助成金は、皆様ご承知のとおり、生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金の引上げを図る中小企業、小規模事業者を支援する助成金です。また、業務改善助成金は、昨年8月31日以降、拡充、申請期限延長を行ったこともあり、本年3月末で、全国で19,739件、前年が7,205件ということで、対前年同比2.7倍となっております。茨城局でも285件、前年が144件ということで、対前年同比2倍という件数の申請となっております。さらに業務改善助成金につきましては、昨年度の大幅な最賃の改定に伴い、最賃の答申においても、中小企業・小規模事業者への支援策を付帯事項として決議を受けたこともありまして、引き続き、労働局を挙げて、積極的な活用勧奨の周知に取り組んでいるところです。委員の皆様も、関係者へのご案内の機会等がありましたら、よろしく願いいたします。

参考資料④いばらき業務改善奨励金ですが、昨年度、茨城県において、茨城労働局から2024年1月以降に業務改善助成金の交付決定を受け、県の申請までに交付確定・支給を受けていることなどが要件となるいばらき業務改善奨励金について、3月25日で申請が終了したものが、この7月から県の方で再募集となっております。

続きまして、参考資料⑤のキャリアアップ助成金のご案内のリーフレットをご覧ください。キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の処遇改善を推進するとともに、企業内での正社員化などのキャリアアップを促進するための助成金です。茨城局では、昨年度は595件の申請と聞いております。

次に、参考資料⑥の働き方改革関連法に伴う、働き方改革に関係する全般的な支援を行います、茨城働き方改革推進支

援センターのリーフレットです。当センターは、労務管理、時間外労働の上限規制、助成金の活用、賃金制度等の見直し、人手確保など、企業の皆様からの電話相談のほか、専門家訪問による助言・提案、各種セミナーへの講師派遣などに無料で対応しております。厳しい経営状況の中、特に大きな打撃を受けている中小企業・小規模事業者に対する支援の相談等にご活用いただき、委員の皆様も関係者へのご案内の機会がありましたら、よろしく願いいたします。

その他、参考資料⑦として、茨城県のHPに掲載されております、中小企業・小規模企業支援施策活用ガイドブックの目次を抜粋し添付いたしましたので、参考にしていただければと思います。

また、参考資料⑧として、厚生労働省と中小企業庁の連名で作成されております、最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアルも添付させていただきましたので、参考にしていただければと思います。その中の賃金引上げに関する支援で、労働局が窓口になるものと、この紹介マニュアルの4ページに業務改善助成金、5ページには、キャリアアップ助成金が紹介されております。

続きまして、関係団体等から、これまでにしている意見書、声明文をご報告させていただきます。昨年度3月14日に開催いたしました第九回審議会開催以降、審議会、審議会会長あてに4つの意見書と1つの声明文が提出されておりますので、ご報告させていただきます。

時間の都合上、要旨、要望事項のみの説明とさせていただきます。

1つ目は、資料No.20、133ページをご覧ください。3月19日付けで、審議会会長あてに、北茨城市議会議長様から、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書が提出されております。要旨としましては、請願項目にあ

りますように、1、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。2、最低賃金の引上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を拡充すること。3、茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を1,000円以上に引き上げ、一層の増額をめざすこと。

2つ目は、資料No.21、135ページをご覧ください。3月19日付けで、審議会会長あてに、桜川市議会議長様から、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書が提出されております。要旨としましては、北茨城市議会議長様からの請願項目1と2は同じです。項目3について、茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を令和6年10月に1,000円以上に引き上げ、時給1,500円をめざすこと。

3つ目は、資料No.22、138ページをご覧ください。3月22日付けで、審議会会長あてに、龍ヶ崎市議会議長様から、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書が提出されております。要旨としましては、桜川市議会議長様からの請願項目と全く同じです。

4つ目は、資料No.23、141ページをご覧ください。3月22日付けで、審議会会長あてに、つくば市議会議長様から、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書が提出されております。要旨としましては、桜川市議会議長様と龍ヶ崎市議会議長様からの請願項目と全く同じです。

5つ目は、資料No.24、144ページをご覧ください。茨城県弁護士会会長様から、審議会あてに、最低賃金額の大幅な引上げを求める、とした会長声明が6月7日付けで提出されております。要旨としましては、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも重大な課題である。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向があり、地方での労働力不足につながっている。地域経済を維持し、さらに活性化するには最低賃金の地域間格差を解消する

ことが急務である。最低賃金引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対して支援策が必要である。中小企業と取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにするとともに、社会保険料の事業主負担部分の減免などの中小企業支援策を実現することが不可欠である。地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会、茨城地方最低賃金審議会において、最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める、というものです。以上です。

会 長 大部の資料なので、大変だと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。何かご質問・ご意見等はございますか。

大森委員 はい。

会 長 大森委員、どうぞ。

大森委員 資料の27ページの2024年の春闘の地域別の妥結結果ということで各都道府県の表が載っていますけれども、この中で、茨城は全規模で4.35となっておりますが、茨城は全規模では調査しておらず、4.35というのは300人未満の数字となっております。

会 長 はい。皆様、修正をお願いします。茨城は全規模でとらない理由が何かあるのですか。他のところは全数ですが。

大森委員 元々調査はしておらず、あくまで、中小の状況把握ということで300人未満の調査をしています。

96ページの資料にも、連合全体の状況が記載しておりますが、300人未満のところは4.45となっております。これは、表と合っていると思うのですが、これと同じ対比で茨城は調査

していますので、300人未満のところは4.35になっています。内閣府が調べたものですがけれども、違ってしますので申し上げておきたいと思います。

会 長 はい。皆様、ご修正をお願いします。他にご質問等ございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 それでは、大部でもありますし、今年の分については初見ということになりますので、皆さん持ち帰って、審議の際に参照していただくようによろしくお願いいたします。その間にも、いろいろなデータが新しく出てきて確認していくということがどうしても出てくると思います。業界動向や、業績動向もありますけれども、雇用情勢等も勘案して実際の求人情報等と生計費との関係ということで、今年、中賃がどこを重視するのか、かなり議論があると思いますので、その議論の結果も踏まえながら、7月末から8月初めにかけて、本当に短い期間ではありますが、しっかり審議していきたいと思っています。今年は、市議会様に加えて弁護士会会長様からも意見書と声明が来ていますけれども、例年どおりまた別に多くの意見書等も来るのではないかと思います。多分皆様もご一緒だと思えるのですけれど、最低賃金に関する報道や地域の方々の関心度が非常に高くなっているということを感じていらっしゃるのではないかと思います。最低賃金の審議のプロセスにおいても、あるいは、審議の結果答申を出した後も様々に議論がなされることと思いますが、その議論に耐えられるようにしっかり審議していきたいという思いでいっぱいです。去年の答申後のプロセスを踏まえると、いろいろなところから論評がなされると思います。データを踏まえながら、しっかりやっていきたいと思

ます。よろしく申し上げます。

それでは、質問等はないようですので、続きまして、議題（４）茨城地方最低賃金審議会専門部会の設置についての審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

室 長

説明させていただきます。最低賃金法第25条2項により、最低賃金審議会は、最低賃金の決定、または、その改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない、と定められております。専門部会は、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員各同数で、9人以内とされており、局長が任命いたしますが、例年、公労使各3名の委員を任命させていただいております。労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、本日これから候補者推薦の公示をいたします。推薦期間は、7月18日木曜日までの予定といたしますので、労使の団体からの推薦をよろしくお願いいたします。なお、公益代表委員は、局長が任命させていただきます。また、最低賃金審議会令第6条5項で、審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と規定されております。この規定の適用につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、茨城県最低賃金の決定につきましては、従来から専門部会の決議をもって本審の決議とする最低賃金審議会令第6条第5項は適用せず、本審において決めていましたが、それでよろしいでしょうか。

委 員

（了承の声）

会 長

ありがとうございます。最低賃金審議会令第6条第5項は適用せず、本審にて決定するということにします。続きまし

て、議題（５）の今後の審議日程についてお諮りしたいと思
います。事務局から説明をお願いします。

室 長

私の方から説明させていただきます。委員の皆様方には、
開催日程の調整にあたり、大変お忙しい中、日程調整・確認
表の報告、電話やメールによる調整にご協力をいただきまし
て、改めまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。既
に委員の皆様には、審議会開催予定の通知は差し上げており
ますが、参考資料⑨として茨城県最低賃金（地賃）審議会開
催予定ということで配付させていただきましたので、ご覧く
ださい。開催日程につきましては、例年どおりの10月1日の
効力発生を想定しまして、委員の皆様のご都合と定足数を念
頭に置いて、出席人数の多い日で日程を組ませていただい
ております。中賃における目安の答申予定が7月22日の週の後
半になっております。もしかすると少しずれ込むという可能
性も考えられますが、皆様の日程調整の結果、目安伝達のた
めの第二回本審を7月31日水曜日9時30分から、そして、当
日第二回本審を終了した後、第1回専門部会を引き続き開催
する予定です。第2回専門部会は、8月2日金曜日15時30分
から、第3回専門部会を8月5日月曜日16時から開催する予
定です。その後、第3回専門部会を終了した後に、第三回本
審を、専門部会の審議の時間にもよりますが、遅い時間で大
変申し訳ございませんが、概ね18時頃から予定したいと思
っております。異議申し出の審議のための第四回本審は、局長
への答申後の公示期間の15日間を勘案いたしますと、異議申
し出の締切日が8月20日火曜日となりますので、8月21日水
曜日9時30分から予定したいと思っております。

以上、今後の審議内容にもよりますが、予定しております
審議の日程とさせていただきます。なお、本審の会場は、全
てこの場所での予定となっております。専門部会の会場は、
8月2日の第2回専門部会のみ3階の会議室になります。以

上です。

会 長 はい。ただ今、事務局から提案のあった日程でよろしいでしょうか。

委 員 （了承の声）

会 長 非常にタイトな中で、発効日との関係でぎりぎりのところで調整をしていますので、皆様大変だと思えますけれども、ご協力賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

室 長 申し訳ございません。ここで、もう1つ説明させていただきます。本日、茨城県最低賃金改正の諮問をさせていただきましたが、改正にあたっては、最低賃金法第25条5項に基づき関係労使の意見を聴くことになっておりますので、その公示を本審議会のあとに行う予定です。意見については、文書をもって提出していただく旨の公示を行いますが、意見はこの場に出席を求めて聴くことも出来る、となっておりますので、その取扱いについては審議会で決定することとなっております。意見聴取は、次回7月31日開催の第二回本審で行いたいと思っておりますが、準備の都合等もありますので、本日この審議会においてお決めいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、関係労使の意見聴取の取扱いについて説明がありました。意見が提出された場合は、審議会に意見書を提出するだけでなく、審議会の場において、意見を聴くこともできます。昨年度は、11団体から意見書の提出があり、目安伝達の審議会で、意見を聴取しました。今年度も例年どおりで労使ともよろしいでしょうか。

労使委員

(了承の声)

会 長

それでは、意見書が提出された場合は、審議会に来ていただいて、その場で意見を聴くことにしたいと思います。事務局は、その予定で準備を進めてください。

本日の議題につきまして、私がいただいているものはここまでですけれども、それ以外に何かございますか。

室 長

最後になりますが、連絡事項を申し上げます。特定最低賃金の関係になりますが、昨年度2月26日付けで労働者側から、特定最低賃金の改正にかかる意向表明が行われております。特定最低賃金額の改正の申出書については、遅くとも、今月、7月中旬くらいまでに提出のほどよろしくお願いいたします。本日、2業種提出いただいておりますので、あと提出する場合はよろしくお願いいたします。

また、お願い事で恐縮ですが、県最賃の審議が終了しましたら、本年度の特定最賃の審議に移行したいと思っております。特定最賃の改正の必要性の諮問前で誠に恐縮ではありますが、委員の皆様のスケジュールの確保や会場の確保など円滑な審議会運営を図る関係から、委員の皆様方に第五回から第八回本審にかかる日程調整を既にさせていただいております。また、特定最賃の専門部会委員になられた方のみになりますが、9月下旬から10月末に各業種の専門部会の開催を予定しております。特賃専門部会の日程につきましては、概ね8月中旬頃、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。特定最低賃金の改定について、いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

(質問等なし)

会 長

今日は、大部の資料に加えて、助成金等の説明もありました。助成金は、周知がすごく大変だと思います。関係労使の皆さま方には周知と支援をよろしくお願いいたします。是非皆さんに活用していただけるようにご協力をお願いいたします。答申でも中小企業支援をしっかりとってくださいと言っていることでもありますので、拡充したり、使い勝手を良くしたりもなされていると思います。また、資料は今後も順次新しいものが出たら、皆様に提供されると聞いておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第一回茨城地方最低賃金審議会を終了いたします。次回の第二回茨城地方最低賃金審議会は、7月31日水曜日午前9時30分からこの会議室で開催いたします。ご出席を賜りたくよろしく申し上げます。皆様、本日はどうもありがとうございました。